

番号	部局 発注機関	工 事 名 工事箇所名	工 事 概 要	基本要件（一般競争に参加する者に必要な資格）						総合評価落札方式における評価項目及び落札者決定基準																					総合評価実施の適否	
				業種	資格総合点数	同種工事実績	特定建設業許可	営業所の所在地	その他・配置技術者・下請要件付き	価格点	価格以外の評価点																					補足説明
											技術提案点	工事成績	工事実績（選択）		地域要件	社会貢献(選択)				技術者要件(選択)				建設マネジメント(*必須)				施工体制		小 計		
												(選択)	同種工事	優良表彰	(選択)	除雪契約	小規模	災害緊急体制	信州リサイクル	技術者資格	技能者資格	実績等	継続教育	若手技術者又は女性技術者	ICT活用	労働環境*	CCUS	ICT活用	技能者			
1	建設部 （道路建設課） 																															

入札参加資格に関する要件

本工事の競争入札参加資格は、以下に掲げる条件を満たす者の任意の２者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定 JV とする。

特定 JV の各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県財務規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 4 年長野県告示第 640 号）により鋼構造物工事の認定を受けていること。
- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号。以下「入札参加停止要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により鋼構造物工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 長野県において、滞納している県税等徴収金がないこと。
- キ 本件入札の他の入札参加資格者（他の構成員を含む。）と経営上密接な関連がないこと。
- ク 当該特定 JV 以外の構成員として本件入札に参加していない者であること。
- ケ 役員（役員として登記され又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- コ 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表構成員は構成員中最大の出資比率の者とする。また、構成員の最小出資比率は 30 パーセント以上とすること。

特定JV 入札参加資格要件

	代表者 (特定JVの代表構成員の要件)	第2構成員 (特定JVの構成員の要件)
(2) 資格総合点数	869点以上	869点以上
(3) 同種工事の実績又は専門性の有無	過去15年以内に、元請又は出資比率20%以上のJV代表構成員として、鋼橋上部工(トラベラクレーン工法架設)(新設又は拡幅)工事の施工実績を有していること。 ※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成22年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。	過去15年以内に、鋼橋上部工(新設又は拡幅)工事の施工実績を有していること。 ※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成22年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。
	構成員のいずれかが鋼橋上部工の製作工場を有していること。	
(6) 営業所の所在地に関する要件	構成員のいずれかが県内に本店を有していること。	
(7) その他の参加資格要件 ① 配置技術者等に関する要件	次の二つの要件を満たす主任(監理)技術者を配置できること。 ① 1級土木施工管理技士(国土交通大臣特別認定者を含む)又は、技術士建設部門(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、かつ監理技術者証を有していること。 ② 過去15年以内に鋼橋上部工(トラベラクレーン工法架設)(新設又は拡幅)工事の主任(監理)技術者としての経験を有していること。	次の要件を満たす主任(監理)技術者を配置できること。 1級土木施工管理技士(国土交通大臣特別認定者を含む)又は、技術士建設部門(鋼構造及びコンクリート)の資格を有していること。